

清水町工事着手日選択型工事実施要領（試行） Q & A

Q 1 適用日はいつから？

A 1 令和 7 年 9 月 1 日以降に公告する案件より適用します。対象案件は入札公告に該当工事である旨を記載し、設計書に特記仕様書を添付することとしています。

Q 2 工事着手日とは？

A 2 工事現場における工事始期日のことで、契約書に記載する日付のことです。

Q 3 工事着手日前に準備をしてもよいのか？

A 3 工事着手日前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備を含め工事に着手はできません。また、承認行為等が必要な書類のやりとりも出来ません。

Q 4 本制度を利用することにより、経費率等積算上考慮することはあるか？

A 4 特別考慮する必要はありません。積算方法は通常の工事と同様です。

Q 5 本制度のメリットは？

A 5 本制度は柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や配置技術者などをやり繰りし易くすることで、受注者側の観点から平準化に資するものです。

Q 6 本制度のデメリットは？

A 6 受注者にとってデメリットはないと考えます。発注者としては、工事の効果発現が遅れる恐れがありますが、一方で不調不落の削減に資するため、問題があるものではありません。なお、当初から繰越の恐れがある工事については本制度の対象外なので、繰越を助長するようなことはありません。（予期せず繰越する場合は通常の繰越手続き）

Q 7 すべての工事で適用されるのか？

A 7 公告文に該当工事である旨を記載した案件を対象とします。

Q 8 一般的に工期延長する工事が多いが、影響はないか？

A 8 当然ながら発注段階で工期延長するかは不明ですので、「工期延長の可能

性がある」という理由で対象工事にならないということはありません。工期延長が必要となった場合は、通常工事と同様に、設計変更及び契約変更手続きを行います。また、受注者にとっては、手持ち工事の工期延長によって技術者の配置が不可となる場合が考えられ、通常工事と同様に注意が必要です。

Q 9 対象外工事は？

A 9 竣工日や供用開始日が定められている工事や緊急性のある工事等です。

Q10 工程表、現場代理人等通知書、施工体制台帳、施工計画書の提出期限は？

A10 以下のとおりです。

工程表、現場代理人等通知書 → 着手日後 10 日以内 ※契約後読み替え
施工体制台帳 → 施工体制決定次第
施工計画書 → 着手日後 30 日以内

Q11 コリンズ登録の期限はいつか？

A11 工事着手日後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内です。

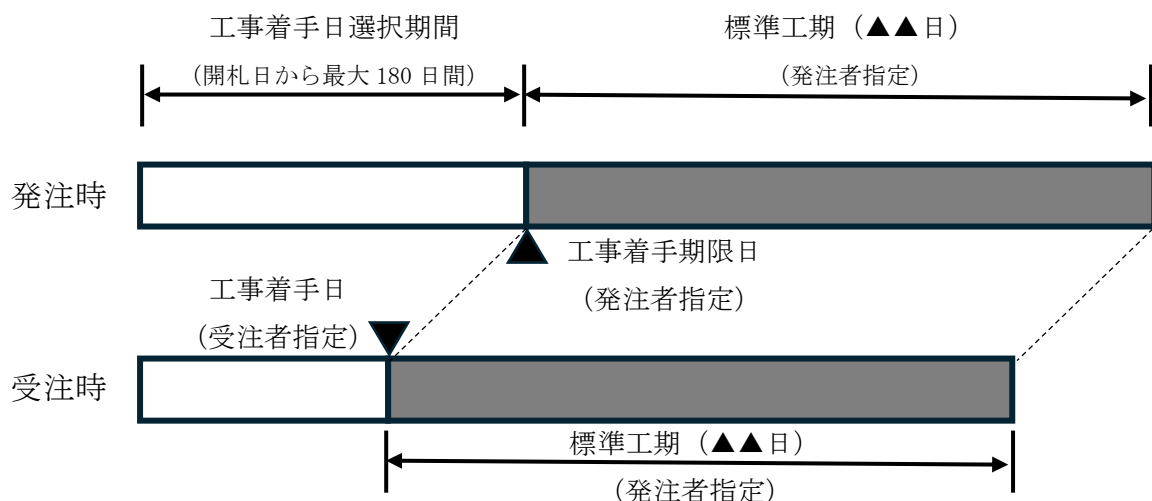
Q12 契約保証期間はどの期間か？

A12 契約日から完成日までを対象とする保証とします。

Q13 入札公告（入札説明書）の記載方法は？

A13

（例）本工事は清水町工事着手日選択型工事の対象工事であり、受注者が選択した着手日（契約締結日から令和〇年〇月〇日までの間で受注者が選択した日）から▲▲日間とする。



Q14 工事着手日選択期間（180 日以下）は、どのように設定される？

A14 受注者の利便性を確保するためにも、対象工事の状況に合わせて、可能な限り長く設定するものとします。

Q15 工事着手日選択期間の最小日数の決まりはあるか？

A15 ありません。（契約締結日以降）